



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

- \*73 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則 (人事課)
- \*74 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課)
- \*75 和歌山県労働者憩の家管理規則を廃止する規則 (労働政策課)

### ○ 教育委員会規則

- \*17 和歌山県教職員の退職手当支給規則を廃止する規則
- \*18 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する和歌山県教育委員会規則

### ○ 告示

- 1192 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 1193 救急病院の認定 (医務課)
- 1194 基本測量の実施 (技術調査課)
- 1195 道路の位置の変更 (都市政策課)

### ○ 選挙管理委員会告示

- 92 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

### ○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 第38回採石業務管理者試験の合格者 (砂防課)
- 都市計画の案の縦覧及び説明会の公告 (都市政策課)
- 環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の公告 ( " )

### ○ 監査公表

- 監査公表第26号

## 規 則

### 和歌山県規則第73号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則を次のように定める。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。)第17条第3項又は第18

条第4項(条例第19条第2項及び第20条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により知事が行う意見の聴取の手続については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第17条第4項、第18条第5項、第19条第3項及び第20条第8項において準用する和歌山県行政手続条例(平成7年和歌山県条例第52号。以下「準用行政手続条例」という。)第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
  - (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。
  - (3) 関係人 当事者以外の者であって条例に照らし条例第17条第1項(第3号に係る部分に限る。)及び第2項、第18条第1項、第19条第1項並びに第20条第1項から第5項までの規定による処分(以下「不利益処分」という。)につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
  - (4) 参加人 準用行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手続に参加する関係人をいう。
- (意見の聴取の通知)

第3条 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知は、意見の聴取通知書(別記第1号様式)により、意見の聴取の期日の7日前までに行うものとする。

(意見の聴取の期日等の変更)

第4条 知事が準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知をした場合(同条第3項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、意見の聴取の期日・場所変更申出書(別記第2号様式)により、知事に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかにその旨を意見の聴取の期日・場所変更通知書(別記第3号様式)により、当事者、参加人(その時まで準用行政手続条例第17条第1項の規定による参加の求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。)及び第7条に規定する参考人に通知しなければならない。

(代理人の資格の証明の手続)

第5条 準用行政手続条例第16条第3項(準用行政手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代理人の資格の証明については、代理人資格証明書(別記第4号様式)を知事に提出することにより行うものとする。

2 準用行政手続条例第16条第4項(準用行政手続条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届出書(別記第5号様式)により行うものとする。

(関係人の参加許可の手続)

第6条 準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、意見の聴取の期日の4日前までに、参加許可申請書(別記第6号様式)を主宰者に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかにその旨を当該関係人に通知しなければならない。

(参考人)

第7条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下「参考人」という。)に対し、意見の聴取に関する手続に参加することを求めることができる。

(文書等の閲覧の手続)

第8条 準用行政手続条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益が害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、文書閲覧請求書(別記第7号様式)を知事に提出してこれを行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 知事は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、知事は、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 知事は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(準用行政手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第9条 準用行政手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、知事は、速やかに新たな主宰者を指名しなければならない。

(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

第10条 主宰者は、準用行政手続条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録(別記第8号様式)を作成するものとする。

2 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを提出者に交付するものとする。

3 主宰者は、準用行政手続条例第24条第3項の報告書を知事に提出したとき(準用行政手続条例第25条の規定により意見の聴取の再開を命ぜられた場合を除く。)は、提出を受けた証拠書類等を速やかに提出者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請求書(別記第9号様式)と引換えに行うものとする。

(補佐人の出頭許可の手続)

第11条 準用行政手続条例第20条第3項の許可の申請については、当事者又は参加人は、意見の聴取の期日の4日前までに、補佐人出頭許可申請書(別記第10号様式)を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、準用行政手続条例第22条第2項(準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかにその旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第12条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(意見の聴取の期日における審理の公開)

第13条 知事は、準用行政手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見の聴取の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、知事は、当事者、参加人(そ

の時までに準用行政手続条例第17条第1項の規定による参加の求めを受諾し、又は同項の規定による許可を受けている者に限る。)及び参考人に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(陳述書の提出の方法等)

第14条 準用行政手続条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

(意見の聴取の続行の通知)

第15条 準用行政手続条例第22条第2項の規定による通知は、意見の聴取続行通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

第16条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書は、意見の聴取調書(別記第12号様式)に次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人(以下この項及び第3項において「当事者等」という。)並びに参考人の氏名及び住所並びに知事の職員(以下「職員」という。)の氏名及び職名
- (5) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 当事者等、参考人及び職員の陳述の要旨(提出された陳述書による意見の陳述を含む。)
- (7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して意見の聴取調書の一部とすることができる。

3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書は、意見の聴取報告書(別記第13号様式)に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

- (1) 意見
- (2) 不利益処分の原因となる事項に対する当事者等の主張
- (3) 理由

(意見の聴取調書及び意見の聴取報告書の閲覧の手続)

第17条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、意見の聴取調書等閲覧請求書(別記第14号様式)を、意見の聴取の最終前には意見の聴取の主宰者に、意見の聴取の最終後には知事に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は知事は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(意見の聴取の再開の通知)

第18条 準用行政手続条例第25条において準用する準用行政手続条例第22条第2項の規定による通知は、意見の聴取再開通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

(表)

意見の聴取通知書	
	第 号 年 月 日
様	和歌山県知事 印
<p>あなたに対する不利益処分を行うに当たり、下記のとおり意見の聴取を行いますので、準用行政手続条例第15条第1項の規定により通知します。</p>	
記	
意見の聴取の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠となる条例の条項	
不利益処分の原因となる事実	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	
意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あなたは、意見の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物件（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。</li> <li>2 あなたは、意見の聴取が終結するときまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</li> <li>3 その他意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</li> </ol>	

(注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって意見の聴取に関する一切の行為を行うことを委任することができます。代理人を選任したときは、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（以下「規則」という。）別記第 4 号様式の代理人資格証明書を知事に提出してください。
- 2 あなたは、意見の聴取の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合には、規則別記第 10 号様式の補佐人出頭許可申請書を意見の聴取の期日の 4 日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 あなたは、やむを得ない理由があるときには、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができます。この場合には、規則別記第 2 号様式の意見の聴取の期日・場所変更申出書を知事に提出してください。
- 4 あなた又はあなたの代理人が意見の聴取の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には意見の聴取を終結することがあります。

意見の聴取の 主 宰 者	職 名  氏 名  連絡先
意見の聴取の 公 開 の 有 無	

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

意見の聴取の期日・場所変更申出書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見の聴  
期日

取の 場所 については、下記のとおりやむを得ない理由があるので変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理 由	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 不要の文字には横線を引くこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

意見の聴取の期日・場所変更通知書

第 号  
年 月 日

様

和歌山県知事 印

期日

意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号) で通知した意見の聴取の 場所  
については、下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
意見の聴取の 期日 場所	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から

- (注) 1 不要の文字には横線を引くこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見の聴取の手續については、下記の者を代理人として選任し、私のために意見の聴取に関する一切の行為を行うことを委任します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	〒          電話 ( ) -
氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

年 月 日に行われる意見の聴取の手続については、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

意見の聴取の件名	
住 所	〒          電話 ( ) -
氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

年 月 日に行われる下記の意見の聴取の手續に参加することを申請します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取に係る 不利益処分につき 利害関係を有する ことの疎明	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

文 書 閲 覧 請 求 書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

年 月 日に行われる下記の意見の聴取の手續に関し、下記の資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧しようとする資料の名称又は内容	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 8 号様式 (第10条関係)

提 出 物 目 録

年 月 日

主宰者の職名及び氏名

印

下記目録の証拠書類等を受領しました。

記

意見の聴取の件名			
提出者	住 所		
	氏 名		
提出を受けた年月日			
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第 9 号様式 (第10条関係)

還 付 請 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

下記の目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番 号	標	目 数	備 考
取 扱 者	職 名	氏 名	印

(注) 1 「目録」欄の記載は、取扱者において行うこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第10号様式 (第11条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号 ) により通知のあった意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	〒  電話 ( ) -
氏 名	
当 事 者 又 は 参 加 人 と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第11号様式 (第15条、第18条関係)

第 号  
年 月 日

様

主宰者の職名及び氏名

印

意見の聴取 続行 通知書  
再開

年 月 日に行った意見の聴取を下記のとおり 続行 再開 するので通知します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	

- (注) 1 不要の文字には横線を引くこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第12号様式 (第16条関係)

(表)

意見の聴取調書	
	第 号 年 月 日
	主宰者の職名及び氏名
	印
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から 時 分まで
意見の聴取の場所	(公開・非公開)
当事者の住所及び氏名 (代理人又は補佐人の住所 及び氏名)	
参加人の住所及び氏名 (代理人又は補佐人の住所 及び氏名)	
意見の聴取の期日に出頭し なかった当事者等の住所及 び氏名並びに当事者及びそ の代理人の出頭しなかった ことについての正当な理由 の有無	
参考人の住所及び氏名	

- (注) 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等が提出されたときは、提出物目録を添付すること。
- 3 不要の欄は斜線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

職員の職名及び氏名	
職員の陳述の要旨	
当事者等及び参考人の陳述の要旨	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事項	

別記第13号様式 (第16条関係)

様	第 号 年 月 日
主宰者の職名及び氏名	
印	
意見の聴取報告書	
意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号) に係る意見の聴取を終結した のでその結果を報告します。	
記	
意見の聴取の件名	
意見	
不利益処分の原因 となる事項に対す る当事者等の主張	
理由	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第14号様式 (第17条関係)

意見の聴取調書等閲覧請求書

年 月 日

様

(〒 )

住 所

氏 名

印

(電話 ( ) - )

意見の聴取通知書 ( 年 月 日付け 第 号) により通知のあった意見の聴取について、下記の資料の閲覧を求めます。

記

意見の聴取の件名	
閲覧をしようとする調書又は報告の別	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**和歌山県規則第74号**

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）	第13条第1項第3号の2及び第3号の3（連結納税承認に係る申告書を除く。）
--------------------------	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

**和歌山県規則第75号**

和歌山県労働者憩の家管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働者憩の家管理規則を廃止する規則

和歌山県労働者憩の家管理規則（昭和47年和歌山県規則第91号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**教育委員会規則**

**和歌山県教育委員会規則第17号**

和歌山県教職員の退職手当支給規則を廃止する規則を次のように定める。

平成21年10月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教職員の退職手当支給規則を廃止する規則

和歌山県教職員の退職手当支給規則（昭和25年和歌山県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第18号**

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する和歌山県教育委員会規則を次のように定め

る。

平成21年10月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の

聴取の手続に関する和歌山県教育委員会規則

職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第3項又は第18条第4項（条例第19条第2項及び第20条第7項において準用する場合を含む。）の規定により和歌山県教育委員会が行う意見の聴取の手続については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年和歌山県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

**告 示**

**和歌山県告示第1192号**

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年10月20日指定した。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	mini Sherry vol.3	02054-11	徳間書店
コミック	Sweet プチ 11月号	15487-11	笠倉出版社
コミック	恋愛チェリーピンク 11月号	17744-11	秋田書店
月刊誌	裏モノJAPAN 11月号	01805-11	鉄人社
月刊誌	別冊裏モノJAPAN vol.2	01806-11	鉄人社
月刊誌	月刊エンタメ 11月号	02053-11	徳間書店
雑 誌	BLACK BOX vol.36	17843-11	三英出版
月刊誌	黄金のGT 11月号	12259-11	晋遊舎
月刊誌	エキサイティングマックス! 11月号	02091-11	ぶんか社
雑 誌	ZENKAIエンタメ! vol.8	14004-11	ベストセラーズ
月刊誌	決定版! XX 11月号	13319-11	ミリオン出版
月刊誌	スコラ 11月号	15401-11	スコラマガジン
月刊誌	ブレイクマックス 11月号	18011-11	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 11月号	17885-11	コアマガジン

月刊誌	実話マッドマックス 11月号	15279-11	コアマガジン
月刊誌	劇画マッドマックス 11月号	03369-11	コアマガジン
月刊誌	ジェイスパーク 11月号	86257-11	トライマックス
月刊誌	実話ナックルズ 11月号	04877-11	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1193号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 済生会和歌山病院

- 2 所在地 和歌山市十二番丁45番地
- 3 有効期限 平成24年10月10日

和歌山県告示第1194号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間 平成21年11月13日から平成22年3月25日まで
- 3 作業地域 田辺市、有田郡有田川町・日高郡みなべ町

和歌山県告示第1195号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により昭和53年10月12日に指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更した道路の指定番号	変更後の道路の指定番号	指定位置	申請者住所氏名	変更年月日	道路			
					幅員 メートル	延長 メートル	転回広場	
							変更前	変更後
1070	1070-1	田辺市秋津町字東八町40番5	田辺市文里二丁目23番39号 丸和産業 代表 坂口充弘	平成21.10.14	4.00	55.00	1か所	0か所

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告

書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨

23,673,900円

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 10月19日から 10月20日まで	第5回分
出納責任者氏名	中川 藤吉				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)  
自由民主党和歌山県第三選挙区支部 政党支部 24,525円

支出

人件費 0円  
家屋費 0円  
選挙事務所費 0円  
集会会場費 0円  
通信費 134,700円  
交通費 0円  
印刷費 0円

その他の寄附	件	0円
その他の収入		0円
今回計		24,525円
前回計		6,000,000円
総計		6,024,525円

広告費	0円
文具費	0円
食糧費	0円
休泊費	0円
雑費	0円
今回計	134,700円
前回計	7,619,967円
総計	7,754,667円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	257,250円
ビラの作成	462,700円
ポスターの作成	808,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	1,730,142円

報告書受理年月日

平成21年10月21日

第5回報告分

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったの

で、平成21年9月29日以降無効とする。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	船舶	1034279 } 1034281	3枚	平成21年6月3日から 平成21年11月30日まで	和歌山県税事務所	平成21年9月29日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により平成21年10月9日に実施した第38回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

受験番号

3

都市計画の案の縦覧及び説明会の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

また、同法第16条第1項の規定により説明会を開催する。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

御坊都市計画道路(1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路)

湯浅都市計画道路(1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路)

吉備都市計画道路(1・4・2号一般国道42号湯浅御坊道路)

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

御坊市野口字大谷口、西高畑ヶ、野尻、箱屋、土用、水落、大辻

日高郡日高川町小熊字岡ノ段、池田谷、弥谷、阪本、木曾、牛谷、光入、氏神、平松、別所谷、芝、東兀、西兀、龍ノ谷

日高郡日高川町土生字下ノ谷、打谷

日高郡日高川町千津川字迎谷、東見川南谷、小南谷、東見川北谷、加納原

日高郡日高川町中津川字高岸、山之神、猪之谷、東岸

有田郡広川町上津木字坂垣内、柳瀬、北垣内、石塚、夏明、日裏、瀧通

有田郡広川町下津木字寺杉谷、清水崎

有田郡広川町前田字露谷、地主、中久馬、宮前  
 有田郡広川町川瀬字横縄手、五明、畑垣内  
 有田郡広川町井関字白井原、新開、奥垣内、門脇、宮ノ前、北垣内、先開  
 有田郡広川町殿字井ノ原、十郎  
 有田郡広川町柳瀬字津兼、井ノ原、南谷、高尾、石切谷、水ヶ谷、狐谷、椎ノ木谷、寺谷  
 有田郡湯浅町山田字畑ノ谷、新替、大谷  
 有田郡有田川町熊井字岩楠部、正貝谷、永貝谷、伊丹、見上  
 有田郡有田川町奥字大谷、出合  
 有田郡有田川町土生字比丘尼谷、堂ヶ谷  
 有田郡有田川町水尻字池ノ芝、八ノ坪、辻は田  
 有田郡有田川町天満字土生西町、夙浦町、弁上町

- 3 都市計画の案の縦覧場所  
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
 御坊市産業建設部都市建設課  
 日高川町総務政策課  
 広川町総務政策課  
 湯浅町建設課  
 有田川町建設課
- 4 縦覧期間  
 平成21年10月30日（金）から同年11月30日（月）まで
- 5 意見書提出期間  
 平成21年10月30日（金）から同年12月14日（月）まで
- 6 都市計画の案の説明会の開催場所及び日時  
 御坊市役所5階会議室 平成21年11月5日（木）午後7時から  
 日高川町保健センター2階会議室 平成21年11月10日（火）午後7時から  
 広川町役場3階大会議室 平成21年11月9日（月）午後7時から  
 湯浅町役場第二庁舎2階多目的ホール 平成21年11月6日（金）午後7時から  
 有田川町きびドーム会議室 平成21年11月4日（水）午後2時から
- 7 問い合わせ先  
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
 電話番号 073-441-3228（直通）  
 ファクシミリ番号 073-441-3232

**環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の公告**

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定による環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第16条の規定により公告し、準備書及びこ

れを要約した書類（以下「要約書」という。）を公衆の縦覧に供する。

また、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定により説明会を開催する。

平成21年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画決定権者の名称等  
 (1) 名称 和歌山県  
 (2) 代表者の氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸  
 (3) 住所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
 (1) 対象事業の名称 一般国道42号湯浅御坊道路拡幅  
 (2) 対象事業の種類 一般国道（自動車専用道路）の改築  
 (3) 対象事業の規模 延長約19km、4車線（既設2車線、新設2車線）
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
 (1) 対象事業の区間 和歌山県御坊市野口～和歌山県有田郡有田川町天満  
 (2) 通過する行政区域 御坊市、日高川町、広川町、湯浅町、有田川町
- 4 関係地域の範囲  
 3に同じ。
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間  
 (1) 縦覧場所  
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
 御坊市産業建設部都市建設課  
 日高川町総務政策課  
 広川町総務政策課  
 湯浅町建設課  
 有田川町建設課  
 (2) 縦覧期間  
 平成21年10月30日（金）から同年11月30日（月）まで  
 (3) 縦覧時間  
 午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出について  
 準備書について環境の保全の見地から意見を書面により提出することができる。  
 (1) 意見書の提出期間  
 平成21年10月30日（金）から同年12月14日（月）まで  
 なお、持参の場合は、同日午後5時まで。郵送の場合は、同日午後5時までに送達されたもの。  
 (2) 意見書の提出先  
 郵便番号 640-8585  
 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

(3) 意見書の提出に関し必要な事項

意見書を提出しようとする者の氏名及び住所

意見書の提出の対象である準備書の名称

準備書についての環境の保全の見地からの意見

7 準備書の説明会の開催場所及び日時

御坊市役所5階会議室 平成21年11月5日(木)午後7時から

日高川町保健センター2階会議室 平成21年11月10日(火)午後7時から

広川町役場3階大会議室 平成21年11月9日(月)午後7時から

湯浅町役場第二庁舎2階多目的ホール 平成21年11月6日(金)午後7時から

有田川町きびドーム会議室 平成21年11月4日(水)午後2時から

8 問い合わせ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

電話番号 073-441-3228(直通)

ファクシミリ番号 073-441-3232

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年10月30日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 須 川 倍 行

和歌山県監査委員 江 上 柳 助

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成21年8月26日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

平成16年度から平成20年度において、特殊急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊対策緊急整備事業(以下「がけ崩れ対策事業」という。)として実施した工事費の総計10億1,378万円について、同工事費の支出当時の知事(木村良樹前知事及び仁坂吉伸知事)及び支出手を担当した職員らに対し、支出した同工事費

の代金を和歌山県に返還せよとの措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 請求人

請求人は和歌山県内に居住する建築家であり住民である。

イ 公金支出

木村良樹前知事及び仁坂吉伸知事並びに支出手続を担当した職員らは、平成16年度から平成20年度において、具体的法令に基づかない「地域における事務」として実施したがけ崩れ対策事業による各工事(以下「本件各工事」という。)の代金として、公金総計10億1,378万円の支出(以下「本件公金支出」という。)を行っている。

ウ がけ崩れ対策事業の違法・不当

(ア) 具体的法令に基づかない「地域における事務」だったがけ崩れ対策事業

平成21年6月29日付け和監委第28号の監査結果(以下「通知監査結果」という。)が公表されたことにより、がけ崩れ対策事業が、具体的法令に基づかない単なる自治法第2条第2項による「地域における事務」として施行した工事であったことが分かった。

がけ崩れ対策事業は、もともと、事業名中に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。)」にある「急傾斜地」名が組み入れられていたこと、及びがけ崩れ対策事業の事務事業評価調書の根拠法を記載する欄に、「急傾斜地法」と明記された上で公表されていたことなどから、急傾斜地法に基づく事業であるとみるのが自然であった。

ところが、事務事業評価調書の根拠法を記載する欄の「急傾斜地法」とする記載が、誤記載として抹消され、その抹消を是認し、具体的法令に基づかない自治法第2条第2項による「地域における事務」として施行した工事であったとする通知監査結果が公表されて、そのことがはじめて分かった。

しかしながら、がけ崩れ対策事業は、以下のとおり具体的法令に基づかない自治法第2条第2項による「地域における事務」としては施行することのできない工事である。

(イ) がけ崩れの危険から安全上のため擁壁などを施す措置を講じる義務の規定

本来、自己の土地にどのような建築物を建て、どのように利用するかは、それらを所有する者

ら個人の自由であるといえるが、その自由を規制し、がけ崩れによる危険から安全上のため擁壁などを施す措置を講じることを命じている規定が建築基準法（昭和25年法律第201号）に存する。

すなわち、「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。」とする建築基準法第19条第4項の規定がそれである。

建築基準法は、本来、自己の土地にどのような建築物を建て、どのように利用するかは個人の自由であるといえるが、これを各人の自由だとして放置していたのでは、個人の生命及び財産に危険が及ぶとともに、健康の維持にも影響を与えることになりかねない。また、日本は、地震や台風等自然災害が多い国であることから、これらの外力に耐える建築物と敷地でなければならない。それゆえ、ある程度の規制を行うことが必要となり、建築基準法で建築物の敷地、構造などの安全上などの「最低の基準」を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められたものである（同法第1条）。

このような目的から定められた建築基準法は、個人の自由を規制するものであり、その規制の対象としているのは、建築物とその敷地であるし、国内全土に適用される。

このため建築基準法第19条第4項が、「安全上適当な措置を講じなければならない」として、その措置を講じることを命じられている義務者は、敷地所有者、管理者又は占有者らであることが分かる。また、当該義務規定は、建築物を建築する予定の敷地から、建築後の建築物にも適用される。

その上、和歌山県においては、より人命を守るため建築基準法に基づき、さらに次の制限を付加する規定を定め、規制を強化している。

すなわち、がけ崩れ等により人命に著しい危険を及ぼすおそれのある区域として知事が指定する災害危険区域内においては、知事が災害防止工事の施行状況及び土地の状況により、被害を受けるおそれがないと認めた場合を除き、建築物を建築してはならないと規制（和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）第3条）するとともに、がけ（地表面が水平面に対し、30度を超える角度をなす土地で硬い硬岩盤以外のものをいう。）の高度が2メートルを超えるがけの上端からの水平距離がその下端方向に対して、又は

当該がけの下端からの水平距離がその上端方向に対して、それぞれ当該がけの高度の2倍未満の土地の区域内においては、建築物を建築してはならないと規制している（同条例第4条）。ただし、がけが擁壁により構成されているなど安全上支障のない場合などに、当該規制が適用されず建築することができる（同条例第4条）仕組みになっているが、これらの規定に反した場合には罰則の適用がある（同条例第17条）。このような罰則を伴う厳しい建築制限は、厳しく規制をすることをもって、それだけ厳しく災害やがけ崩れ等の危険から安全上の支障がないようにすることを建築主らに求めていることに他ならない。

上述の和歌山県建築基準法施行条例が定める災害危険区域は、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺の地域などのうちから知事が指定する区域のことであるから、災害危険区域指定のある急傾斜地崩壊危険区域内にも同条例が適用されるし、がけ規制は、急傾斜地崩壊危険区域の指定の有無にかかわらず、同条例の規定が適用される。

もとより、このような厳しい規制が可能なのは、建築基準法第19条第4項の規定が存し、がけ崩れから建築物の安全のための措置を講じることが、敷地所有者らに義務とされているからに他ならない。

そして、建築基準法及び同法に基づいて定められた県条例による制限を遵守させる事務は、和歌山県の事務であり、建築基準法という具体的法令に基づく「地域における事務」である。

#### （ウ）県が行う「地域における事務」の処理原則

自治法は、「地域における事務」を地方公共団体、すなわち県が処理する場合の基本原則を規定しており、次のことが原則とされている。

- a その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（自治法第2条第14項）。
- b 法令に違反してその事務を処理してはならない（自治法第2条第16項）。
- c 前項（自治法第2条第16項のこと。）の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする（自治法第2条第17項）。

このため、県が行う「地域における事務」が、上記a及びbの規定に反する場合、「地域における事務」として処理してはならない。すなわち、

具体的法令により定められている「地域における事務」に反する事務を具体的法令に基づかない「地域における事務」として処理してはならないのである。その上、bの規定に反し、法令に違反して行った行為は無効とまでされる。それだけに、法令を遵守することの責任は重い。

(エ) 法令に抵触するがけ崩れ対策事業

故に、県が施行した本件各工事の箇所、具体的法令である建築基準法第19条第4項の規定が適用される場合、具体的法令に基づかず「地域における事務」として処理した本件各工事は、上記bの規定に反して行ったことを意味することとなる。

そこで、本件各工事の箇所、具体的法令である建築基準法第19条第4項の規定が適用されるか否かを検討すると、本件各工事の箇所は、知事が、その裁量の基準を文書化した実施要領に基づいて採択しているようであるが、その実施要領によると、がけ崩れが想定され、その被害区域内に人家3戸あるいは5戸以上に被害を及ぼすおそれのある箇所を採択基準としている。かかる基準は、少し表現が異なるとしても、建築基準法第19条第4項が規定する「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合」に該当することが明らかと言えよう。それゆえ、県が施行した本件各工事箇所には、建築基準法第19条第4項の規定が適用される。

したがって、具体的法令が適用される本件各工事箇所の工事を、具体的法令に基づかない「地域における事務」として行うことは、自治法第2条第16項の規定により処理してはならない事務に該当し、自治法第2条第2項による「地域における事務」としては行うことのできない事務を、違法・不当に実施したというものに他ならない。

エ 自治法第232条の3に反する違法・不当

県の公金支出は、自治法第232条の3で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと定められている。

しかしながら、具体的法令に基づかない自治法第2条第2項による「地域における事務」として県が実施したがけ崩れ対策事業は、上述したとおり自治法第2条第16項の定めと抵触し、そもそも自治法第2条第2項による「地域における事務」としては行うことのできない事業を、違法・不当に実施した事業であった。それゆえ、その事業費たる本件公金支出は、法令に基づかずになされた支出という他なく、自治

法第232条の3に反する違法・不当な支出である。

オ 損害

以上述べてきたとおり、がけ崩れ対策事業は、法令に反し県が実施することのできない事業を違法・不当に行ったものであり、その事業費として支出した本件公金支出も、自治法第232条の3に反して違法・不当に支出されたものであった。それゆえ、県は、違法・不当に支出された本件公金支出金相当の損害を被っている。

カ 責任

上記公金支出の最終決済を担当した知事及び支出当時その手続を担当した職員らは、自治法第232条の3に反して違法・不当に本件公金支出をした。このため、違法・不当な公金支出により和歌山県が被っている損害を補填・賠償する責任がある。

キ 正当事由

本件措置請求には、支出行為より1年を経過したのものもあるが、1年を経過してなしたことに正当理由が存する。

すなわち、当該事業の事業名中に、急傾斜地法にある「急傾斜地」名が組み入れられていたこと、及び当該事業の事務事業評価調書中、根拠法を記載する欄に、「急傾斜地法」とする記載があり、かつ、それが公表されていたこと等から、同事業が急傾斜地法に基づくべき工事であるとみるのが自然であった。

そうしたおり、平成21年6月29日付けの通知監査結果が、同月30日付け和歌山県報号外により公表された。その監査結果は、「根拠法を急傾斜地法としていた本件事業にかかる事務事業評価調書については、県民に誤った情報を公表した結果となったが、県土整備部において、既に、県単独事業の根拠法が急傾斜地法とはならない内容の訂正処理を行っている。」としていた。また、当該事業を、自治法第2条第2項による「地域における事務」として施行した工事としていた。

なお、監査結果には、「事務事業評価調書に本件各工事が急傾斜地法を根拠とするという誤った記載を行い、公表していたため、県民に誤解を与えることとなり」とする意見が付記されている。

かかる公表により請求人は、当該事業が、自治法第2条第2項による「地域における事務」として施行した工事であることをはじめて知り得たのである。また、その事実により、建築基準法に照らすと許されることのないことと認識し得たのである。

そして、その監査結果が公表されてから2か月以

内である本日、監査請求を行ったのであるから本件措置請求に正当理由が存する。

### (3) 本件措置請求の性格と裁量権の逸脱

本件措置請求は、がけ崩れ対策工事をしてもらった側のがけ所有者らを追及する性格のものではない。今夏の豪雨でがけが崩壊したところもあるやに聞く。また、一部崩壊したことによりさらにがけ崩れのおそれの高い危険のあるところもあろう。県民の立場からすれば、知事の裁量によりがけ崩れ対策事業が実施できる（できるとは思えないが）のであれば、これらのところのがけ崩れ対策工事を優先的にすべきであろう。

しかしながら、請求人は、建築士を和歌山市において長く営んでいるが、県から、建築基準法第19条第4項の規定を適用せず、知事が裁量で行っているがけ崩れ対策事業の存することの説明をこれまでに受けたことはないし、そのようなことを県民に等しく広報していることも聞かれない。もともと、誤った公表をしていたのであるから県民に等しく広報されていなかったことは当然といえば当然であろうが。とすれば、知事がその裁量によりがけ崩れ対策工事を実施していることを県民に等しく知らせず、工事箇所を選定も県民から公平に受付もせず、工事する箇所の優先順位をどのように決めたのか。また、崩壊のおそれもどのように認定したのかも知るよしもないような本件各工事は、その裁量権を逸脱しており違法・不当という他なく、このような恣意的な運用を阻止し、法に基づく公平な運用に改めさせることにある。

## 第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年8月31日に受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書の内容等を勘案し、がけ崩れ対策事業として実施した工事代金に関する公費負担について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出と認められるのかを監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

和歌山県県土整備部

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設けることについて、請求人から辞退する申出があった。

## 第4 監査の結果

### 1 主文

本件請求のうち、平成20年8月27日以降に支出した平成20年度の本件各工事に係る公金支出については、建築

基準法、自治法等の規定に抵触し、「違法・不当」であるとする請求人の主張には理由がないので棄却し、平成16年度から平成19年度まで及び平成20年8月26日以前に支出した平成20年度の本件各工事に係る公金支出については、自治法第242条第2項で規定された期限内に監査請求されておらず、正当な事由も認められないので、却下する。

## 2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

なお、本件請求は、がけ崩れ対策事業として実施した工事費の支出が違法かつ不当な公金の支出であるとして、返還を勧告するよう求めているものであるが、先に別の住民から提出された住民監査請求と同一内容の公金支出であり、その監査結果については、請求人が資料1として添付した平成21年6月30日付け和歌山県監査公表第23号において公表しているとおり既に監査済みであるため、今回、新たに違法・不当理由として加わった建築基準法に係る事項について確認した。

### (1) 請求の要件審査

本件は、平成16年度から平成20年度までの本件各工事に係る支出についての監査請求である。

請求書が提出されたのは、平成21年8月26日であり、本件各工事の支出が済んで1年以上経過したものの監査請求を認めるには、自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由が必要となる。

この正当な理由があると認められるのは、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができない場合、当該行為が秘密裡になされたことにより、客観的に知ることが困難であった場合等とされている。

これを本件請求についてみると、当該請求対象行為は、何ら秘密裡に行われたものではなく、また、当該支出関係書類について公文書の開示請求を行うなど、相当の注意力をもって調査すれば、自治法で規定された期限内に建築基準法を根拠として監査請求することは十分可能であることから、1年以上経過して請求書が提出されたことについて正当事由があるとする請求人の主張は認められない。

### (2) 建築基準法における敷地の安全基準の規定等

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている法律であるが、敷地の安全基準について、次のような事項を規定している。

ア 敷地の安全基準(建築基準法第19条第4項)  
建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

ただし、その措置を講ずべき主体については、規定していない。

イ 地方公共団体の条例による制限の付加等

建築基準法第39条及び第40条の規定に基づき、和歌山県建築基準法施行条例において災害危険区域の指定やがけ付近の建築物の制限など必要な事項を定めている。

なお、災害危険区域の指定は、県内2か所である。

ウ 違反建築物に対する措置(建築基準法第9条第1項)

建築基準法令の規定等に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は当該建築物の除却等違反の是正のために必要な措置をとることを命ずることができる。

エ 保安上危険な建築物等に対する措置(建築基準法第10条第3項)

いわゆる既存不適格建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であると認める場合、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該建築物の除却等保安上必要な措置をとることを命ずることができる。

3 監査対象機関(県土整備部)の主張

(1) 県土の約80%が山地で、がけ崩れのおそれのある箇所が数多くあり、がけ崩れの発生も多く、県民、市町村から、がけ崩れ対策事業の要望が数多く寄せられている。

(2) がけ崩れのおそれのある土地の所有者等は、基本的には個人で対策を実施しなければならないと考えているが、本県では、一定数以上の既存人家がある箇所等において、個人的にがけ崩れ対策工事を施行するのが困難又は不適当な場合、がけ崩れから県民の生命を守るため、がけ崩れ防止対策を行っている。

(3) このうち規模の大きいものについては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき補助事業で実施し、一方、規模が小さく緊急に対応する必要があるものについては、県単独事業により、県の施策として実施要領を定め事業を実施している。

(4) 建築基準法の規定は、建築物の敷地等の満たすべき状態の基準を定めるものであり、措置を講じる主体のいかんを問うておらず、急傾斜地法及び自治法に基づ

き県が実施するがけ崩れ対策事業は、建築基準法に抵触しない。

したがって、自治法にも抵触しておらず、違法・不当との指摘は当たらない。

第5 監査委員の判断

1 本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

(1) 建築物ががけ崩れ等により被害を受けるおそれのある場合において、擁壁の設置などによる安全上の措置を講じるべき義務者は、敷地所有者、管理者又は占有者であり、県はその制限を遵守させるべきであるにもかかわらず、具体的法令に基づかず、自治法第2条第2項による地域における事務として県が実施したがけ崩れ対策事業は、建築基準法第19条第4項に違反している。

(2) したがって、本件各工事は、法令に違反してその事務を処理してはならないとする自治法第2条第16項の規定に抵触するもので、本件公金支出についても、法令の定めるところに従い、支出負担行為をしなければならないとする自治法第232条の3に反する違法・不当な支出である。

2 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めるものであり、同法第19条第4項において、敷地の安全の基準として、建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならないと規定されている。

建築物の敷地の安全対策は、土地の所有者等が自ら講じるのが原則であると考えられるが、同項の規定は、建築物の敷地の満たすべき状態の基準を定めているものであり、措置を講ずる主体を土地の所有者等に限定しているものではない。

また、本件各工事は、県土の約80%が山地で、がけ崩れのおそれのある箇所が数多くあり、がけ崩れの発生も多いという本県の地理的条件等にかんがみ、県民の生命、財産等を守るという目的のため、県独自の判断により、一定数以上の既存人家がある箇所等において、個人的にがけ崩れ対策工事を施行するのが困難又は不適当な場合に、実施要領に基づき、がけ崩れ防止対策を行うというもので、その必要性も高い。

したがって、本件各工事は、建築基準法及び地方自治法の規定に何ら違反するものではない。